

口座開設申込受付基準

OANDA 証券株式会社

個人のお客様

- (1) 「取引説明書」の内容を十分理解し、「約款」及び「電磁的方法による交付に係る規程」に同意・承諾いただけること
- (2) 店頭 CFD 取引の特長、仕組み及びリスクを十分に理解し、自己の判断と責任において自己の資金で取引を行えること
- (3) 個人情報をご提供いただけること
- (4) 未成年者又は口座開設時の年齢が 75 歳以上でないこと。
- (5) 口座開設時に、金融資産が 30 万円以上又は年収が 50 万円以上であること
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)の一員、又は反社会的勢力に関与していないこと
- (7) 外国 PEPs(外国の政府等において重要な地位を占める者)とその地位にあった者、それらの家族に該当しないこと
- (8) FATCA に係る情報の提出に同意していただけること
- (9) 原則日本国内に居住していること
- (10) 電子メールアドレスを保有していること
- (11) 当社から電話又は電子メールで常時連絡が取れること
- (12) 当社に取引口座をすでに開設していないこと
- (13) ご自身でインターネットを通じて取引・確認・管理が行えること
- (14) 店頭デリバティブ取引取扱会社、証券会社従業員でないこと、又は登録金融機関で有価証券取扱業務に従事していないこと
- (15) 届出事項に変更があった場合には速やかに届け出ていただけること
- (16) 当社の定める不正行為・取引を行うおそれのないこと
- (17) 審査担当者が合理的根拠に基づき適合と判断すること

法人のお客様

- (1) 「取引説明書」の内容を十分理解し、「約款」及び「電磁的方法による交付に係る規程」に同意・承諾いただけること
- (2) 口座開設時に、金融資産が 50 万円以上であること
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)の一員、又は反社会的勢力に関与していないこと(役職員、代理人、実

質的支配者を含む)

- (4) 代表者、取引担当者及び実質的支配者が外国 PEPs に該当しないこと
- (5) FATCA に係る情報の提出に同意していただけること
- (6) 原則日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること
- (7) 商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと
- (8) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人(以下、「取引担当者」という)を選任すること。なお、当社所定の取引担当者の基準の主なものは以下の通りとする
 - ① 取引担当者は 1 口座につき 1 名以上
 - ② 取引担当者と法人代表者は同一でも可
 - ③ 個人情報をご提供いただけること
 - ④ 未成年者、口座開設時の年齢が 75 歳以上でないこと
 - ⑤ 店頭デリバティブ取引の特長、仕組み及びリスクを十分に理解し、取引担当者の判断と責任により取引を行えること
 - ⑥ インターネットを通じて取引・確認・管理が行えること
 - ⑦ 口座名義人である法人に籍があること
- (9) 実質的支配者に係る情報の提出に同意していただけること
- (10) 電子メールアドレスを保有していること
- (11) 当社から電話又は電子メールで常時連絡が取れること
- (12) 当社に取引口座をすでに開設していないこと
- (13) 届出事項に変更があった場合には速やかに届け出ていただけること
- (14) 当社の定める不正行為・取引を行うおそれのないこと
- (15) 審査担当者が合理的根拠に基づき適合と判断すること